

令和8年度版
(2026年度)



市 税 概 要



©K.Okawara・Jet Inoue

inagicity

稲 城 市

目次・凡例

1. 市税歳入の推移
2. 市税の収納状況
3. 市税の負担状況
4. 市税の一覧
5. 市税の税率
6. 市民税
7. 固定資産税
8. 都市計画税
9. 軽自動車税
10. 市たばこ税

凡 例

- ・各表内において、前年度比、収納率等の数字の単位未満は、四捨五入することを原則としている。
- ・参照元の資料がある場合等については、当該資料に準拠するため、合計と内訳が一致しない等の場合がある。

1. 市税歳入の推移

(単位：円・%)

令和5年度

税目	予算現額	調定額	—	収入済額	—
市税合計	16,671,924,000	16,952,847,585	—	16,837,829,451	—
市民税	8,159,702,000	8,273,899,311	—	8,199,762,395	—
固定資産税	6,593,635,000	6,715,014,426	—	6,682,871,699	—
軽自動車税	87,813,000	90,311,134	—	88,916,100	—
市たばこ税	457,697,000	480,149,271	—	480,149,271	—
都市計画税	1,373,077,000	1,393,473,443	—	1,386,129,986	—

令和6年度

税目	予算現額	調定額	前年度比	収入済額	前年度比
市税合計	16,775,114,000	17,262,021,725	101.8	17,142,211,989	101.8
市民税	8,013,574,000	8,304,814,327	100.4	8,228,548,019	100.4
固定資産税	6,787,830,000	6,951,710,431	103.5	6,917,394,225	103.5
軽自動車税	88,469,000	93,320,200	103.3	92,014,638	103.5
市たばこ税	480,722,000	468,845,814	97.6	468,845,814	97.6
都市計画税	1,404,519,000	1,443,330,953	103.6	1,435,409,293	103.6

令和7年度

税目	予算現額	調定額	前年度比	収入済額	前年度比
市税合計	17,498,159,000	18,068,217,518	104.7	17,924,975,471	104.6
市民税	8,553,214,000	8,948,966,765	107.8	8,861,837,373	107.7
固定資産税	6,929,333,000	7,076,793,499	101.8	7,032,378,734	101.7
軽自動車税	92,630,000	98,483,462	105.5	96,959,362	105.4
市たばこ税	470,174,000	470,678,625	100.4	470,678,625	100.4
都市計画税	1,452,808,000	1,473,295,167	102.1	1,463,121,377	101.9

2. 市税の収納状況

令和7年度（決算期）市税徴収実績調書

(単位：円・%)

科目				調定額 (A)	収入額 (B)	還付未済額 (C)	不納欠損額 (D)	未収入額 (A-B+C-D)	内 執行停止額	収入歩合 %	
										B/A	前年度 同期
現年課税分	市民税	個人	普通徴収	1,808,882,300	1,775,609,430	1,261,182	0	34,534,052	426,155	98.2	98.5
			給与特別徴収	6,232,598,550	6,229,329,117	1,632,207	0	4,901,640	0	99.9	100.0
			年金特別徴収	274,561,470	275,014,943	453,473	0	0	0	100.2	100.2
			計	8,316,042,320	8,279,953,490	3,346,862	0	39,435,692	426,155	99.6	99.6
		法人	559,259,600	557,356,500	688,700	0	2,591,800	0	99.7	99.8	
		計	8,875,301,920	8,837,309,990	4,035,562	0	42,027,492	426,155	99.6	99.6	
	固定資産税	純固定資産税		6,972,741,900	6,955,153,793	456,179	0	18,044,286	0	99.7	99.8
		交納付金		69,314,000	69,314,000	0	0	0	0	100.0	100.0
		計		7,042,055,900	7,024,467,793	456,179	0	18,044,286	0	99.8	99.8
	軽自動車税	環境性能割		8,558,500	8,558,500	0	0	0	0	100.0	100.0
		種別割		88,716,100	88,195,600	18,800	0	539,300	37,300	99.4	99.4
		計		97,274,600	96,754,100	18,800	0	539,300	37,300	99.5	99.5
	たばこ税		470,678,625	470,678,625	0	0	0	0	100.0	100.0	
	鉱産税		0	0	0	0	0	0	0.0	0.0	
	特別土地保有税		0	0	0	0	0	0	0.0	0.0	
	普通税計		16,485,311,045	16,429,210,508	4,510,541	0	60,611,078	463,455	99.7	99.7	
	入湯税		0	0	0	0	0	0	0.0	0.0	
	事業所税		0	0	0	0	0	0	0.0	0.0	
	都市計画税		1,465,286,700	1,461,301,807	99,921	0	4,084,814	0	99.7	99.8	
	目的税計		1,465,286,700	1,461,301,807	99,921	0	4,084,814	0	99.7	99.8	
現年課税分計		17,950,597,745	17,890,512,315	4,610,462	0	64,695,892	463,455	99.7	99.7		

滞納繰越分	市民税	個人	71,099,694	23,782,066	32,805	8,042,510	39,307,923	8,915,948	33.4	37.1
		法人	2,565,151	745,317	91,700	0	1,911,534	57,750	29.1	38.8
		計	73,664,845	24,527,383	124,505	8,042,510	41,219,457	8,973,698	33.3	37.1
	固定資産税		34,737,599	7,910,941	0	566,281	26,260,377	666,919	22.8	29.9
	軽自動車税	環境性能割	0	0	0	0	0	0	0.0	0.0
		種別割	1,208,862	205,262	0	159,800	843,800	260,500	17.0	29.9
		計	1,208,862	205,262	0	159,800	843,800	260,500	17.0	29.9
	たばこ税		0	0	0	0	0	0	0.0	0.0
	鉱産税		0	0	0	0	0	0	0.0	0.0
	特別土地保有税		0	0	0	0	0	0	0.0	0.0
	普通税計		109,611,306	32,643,586	124,505	8,768,591	68,323,634	9,901,117	29.8	34.9
	入湯税		0	0	0	0	0	0	0.0	0.0
	事業所税		0	0	0	0	0	0	0.0	0.0
	都市計画税		8,008,467	1,819,570	0	110,135	6,078,762	133,500	22.7	29.6
	目的税計		8,008,467	1,819,570	0	110,135	6,078,762	133,500	22.7	29.6
	滞納繰越分計		117,619,773	34,463,156	124,505	8,878,726	74,402,396	10,034,617	29.3	34.5

総計			18,068,217,518	17,924,975,471	4,734,967	8,878,726	139,098,288	10,498,072	99.2	99.3
----	--	--	----------------	----------------	-----------	-----------	-------------	------------	------	------

３．市税の負担状況

区分			令和 6 年度			令和 7 年度			
			調定額 (円)	納税義務者等 (人・台)	単位当たり 負担額 (円)	調定額 (円)	納税義務者等 (人・台)	単位当たり 負担額 (円)	前年度比 (%)
市民税	個人市民税	普通徴収	1,793,895,850	12,008	149,392	1,808,882,300	12,411	145,748	97.6
		特別徴収（給与分）	5,631,888,350	34,639	162,588	6,232,598,550	35,377	176,177	108.4
		特別徴収（年金分）	230,013,850	3,695	62,250	274,561,470	3,562	77,081	123.8
		小計	7,655,798,050	50,342	152,076	8,316,042,320	51,350	161,948	106.5
	法人市民税		576,150,600	2,051	280,912	559,259,600	2,059	271,617	96.7
固定資産税			6,849,108,000	28,759	238,155	6,972,741,900	28,994	240,489	101.0
軽自動車税（環境性能割）			6,332,100	—		8,558,500	—		
軽自動車税（種別割）			85,827,700	14,415	5,954	88,716,100	14,499	6,119	102.8
市たばこ税			468,845,814	5	93,769,163	470,678,625	5	94,135,725	100.4
都市計画税			1,435,976,200	27,660	51,915	1,465,286,700	27,907	52,506	101.1
合計			17,078,038,464			17,881,283,745			

人口（４月１日時点）	93,823 人	94,118 人	100.3
世帯数（４月１日時点）	43,037 世帯	43,527 世帯	101.1
１人当たり負担額	182,024 円	189,988 円	104.4
世帯当たり負担額	396,822 円	410,809 円	103.5

※ 各税目は現年課税分。固定資産税に国有資産等所在市町村交付金を含まない。

※ 軽自動車（種別割）については台数で計上。減免分は除く。

4. 市税の一覧

市民税 (個人)	納税義務者	・市内に住所を有する個人 ・市内に事務所、事業所又は家屋敷を有する個人で市内に住所を有しない者	
	課税標準額	前年の所得について算出した総所得金額、退職所得金額（分離課税分を除く）及び山林所得金額から控除合計額を引いた額	
	税率	次項のとおり	
	申告期限	特別徴収義務者からの給与支払報告書：1月31日 申告書：3月15日	
	賦課期日	1月1日	
	徴収方法・納期	普通徴収	第1期：6月1日～6月30日 第2期：8月1日～8月31日 第3期：10月1日～10月31日 第4期：12月1日～12月25日
		給与所得に係る特別徴収	6月から翌年5月までの12回各月徴収したものを翌月10日までに納入
		公的年金からの特別徴収	4月から翌年2月までの年金定期支払月毎に徴収したものを翌月10日までに納入
市民税 (法人)	納税義務者	・市内に事務所又は事業所を有する法人 ・市内に寮等を有する法人でその市内に事務所又は事業所を有しないもの ・公益法人等で市内に事務所等を有するもの ・法人課税信託の引受けを行うことにより法人税を課される個人で市内に事務所等を有するもの	
	税率（均等割）	次項のとおり	
	税率（法人税割）	・原則	税率8.4%
		・資本金の額又は出資金の額が1億円未満の法人	税率6.0%
		・資本又は出資を有しない法人（保険業法規定の相互会社を除く）	
		・法人でない社団又は財団で代表者又は管理人の定めがあるもの等	
	申告期限	・確定申告：事業年度終了の日の翌日から2か月以内 - ただし、法人税（国税）において申告期限の延長が認められた場合には、法人市民税の申告期限も同様に延長。 ・中間申告：事業年度開始の日以後6か月経過した日から2か月以内	
	徴収方法	申告納付	
	納期	申告期限と同じ	
固定資産税	納税義務者	土地・家屋・償却資産の所有者	
	課税標準額	土地・家屋	基準年度にかかる賦課期日における価格又は基準年度の価格に比準する価格（土地については負担調整措置あり）
		償却資産	賦課期日における価格
	税率	次項のとおり	
	申告期限	・住宅用地の申告：1月31日 ・新築住宅に対する減額申告：1月31日 ・償却資産の申告：1月31日	
	賦課期日	1月1日	
	徴収方法・納期	普通徴収	第1期：5月1日～5月31日 第2期：7月1日～7月31日 第3期：12月1日～12月25日 第4期：翌年2月1日～2月末日

軽自動車税 (令和7年度までは「種別割」)	納税義務者	原動機付自転車、軽自動車、小型特殊自動車及び2輪の小型自動車の所有者等
	税率(税額)	次項のとおり ※旧標準税率：平成27年3月31日以前に初めて車両番号の指定を受けた3輪以上の軽自動車（重課税率を適用される車両を除く。）に適用 ※重課税率：初めて車両番号の指定を受けた月から賦課期日の前の月において、13年を経過した3輪以上の軽自動車に適用 ※軽課税率：平成27年度以降に初めて車両番号の指定を受けた3輪以上の軽自動車のうち、グリーン化特例の対象となる車両に適用（初めて車両番号の適用を受けた年度の翌年度に限る）
	申告期限	・取得申告：納税義務発生の日から15日以内 ・変更申告：変更事由の生じた日から15日以内 ・廃車申告：納税義務消滅の日から30日以内
	賦課期日	4月1日
	徴収方法・納期	普通徴収 5月1日～5月31日
※自動車税 (令和7年度環境性能割)	納税義務者	3輪以上の軽自動車の取得者
	課税標準額	3輪以上の軽自動車の取得のために通常要する価額として算定した金額
	税率	次項のとおり
	申告期限	以下の日までに申告及び納付する ①車両番号の指定を受ける時 ②自動車検査証の記入を受けるべき事由があった日から15日以内 ③取得の日から15日以内
	徴収方法	申告納付
市たばこ税	納期	申告期限と同じ
	納税義務者	製造たばこの製造者、特定販売業者、卸売販売業者等
	課税標準	売り渡し本数
	税率	次項のとおり
	申告期限	毎月分を翌月末日までに
	徴収方法	申告納付
特別土地保有税	納期	申告期限と同じ
	納税義務者	土地の所有者又は取得者
入湯税	注記	当分の間平成15年度以後における新規課税は行わない。
	納税義務者	入湯客
	税率	1人1日につき150円（利用料金1,200円以上）
	申告期限	毎月分を翌月15日までに
	徴収方法	特別徴収
都市計画税	納期	申告期限と同じ
	納税義務者	市街化区域に所在する土地及び家屋の所有者
	課税標準額	土地及び家屋に係る固定資産税の課税標準となるべき価格
	税率	次項のとおり
	賦課期日	固定資産税と同じ
都市計画税	徴収方法・納期	固定資産税と同じ

5. 市税の税率

税目					税率（円・％）				
					令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	
市民税	個人	均等割			3,500	3,000	3,000	3,000	
		所得割			6.0%	6.0%	6.0%	6.0%	
	法人	均等割		資本金等の額	市内従業員数	—	—	—	—
			1号法人	下記以外の法人等		50,000	50,000	50,000	50,000
			2号法人	1,000万円以下	50人超	120,000	120,000	120,000	120,000
			3号法人	1,000万円超 1億円以下	50人以下	130,000	130,000	130,000	130,000
			4号法人	1,000万円超 1億円以下	50人超	150,000	150,000	150,000	150,000
			5号法人	1億円超 10億円以下	50人以下	160,000	160,000	160,000	160,000
			6号法人	1億円超 10億円以下	50人超	400,000	400,000	400,000	400,000
			7号法人	10億円超	50人以下	410,000	410,000	410,000	410,000
			8号法人	10億円超 50億円以下	50人超	1,750,000	1,750,000	1,750,000	1,750,000
			9号法人	50億円超	50人超	3,000,000	3,000,000	3,000,000	3,000,000
		法人税割		資本金1億円以上の法人等		8.4%	8.4%	8.4%	8.4%
				資本金1億円未満の法人等		6.0%	6.0%	6.0%	6.0%
固定資産税					1.4%	1.4%	1.4%	1.4%	
軽自動車税（令和5～7年度は「種別割」）	原動機付自転車	第一種一般（50cc以下又は0.6kW以下）			2,000	2,000	2,000	2,000	
		第一種特定小型（0.6kW以下）			—	2,000	2,000	2,000	
		第一種新基準（125cc以下かつ最高出力4.0kW以下）			—	—	—	2,000	
		第二種乙（90cc以下又は0.8kW以下）			2,000	2,000	2,000	2,000	
		第二種甲（125cc以下又は1.0kW以下）			2,400	2,400	2,400	2,400	
		ミニカー			3,700	3,700	3,700	3,700	
	軽自動車	2輪（250cc以下）			3,600	3,600	3,600	3,600	
		ボートトレーラなど			3,600	3,600	3,600	3,600	
		3輪			3,900	3,900	3,900	3,900	
		4輪	乗用（営業用）		6,900	6,900	6,900	6,900	
			乗用（自家用）		10,800	10,800	10,800	10,800	
			貨物（営業用）		3,800	3,800	3,800	3,800	
			貨物（自家用）		5,000	5,000	5,000	5,000	
		専ら雪上を走行するもの			3,600	3,600	3,600	3,600	
	小型特殊自動車	農耕作業用			2,400	2,400	2,400	2,400	
		その他			5,900	5,900	5,900	5,900	
	2輪の小型自動車				6,000	6,000	6,000	6,000	
軽自動車税（環境性能割）※令和7年度まで					（非課税、1％、2％）			—	
市たばこ税			1,000本につき	6,552円	6,552円	6,552円	6,552円		
特別土地保有税					当分の間平成15年度以後の新規課税は行わない。				
入湯税			1人1日につき	150	150	150	150		
都市計画税					0.27%	0.27%	0.27%	0.27%	

※法人市民税均等割の「資本金等の額」について

期末現在の資本金の額及び資本準備金の額の合算額、期末現在の資本金等の額のいずれか高い方の金額

※軽自動車税の税率について

標準税率を掲載。なお、上記のほかに旧標準税率、軽課税率、重課税率がある。

6. 市民税

(1) 個人市民税等の主な変更点

令和6年度	
上場株式等の配当所得等に係る課税方式の統一	特定配当等及び特定株式等譲渡所得金額に係る所得の課税方式を所得税と一致させることとなった。これにより、所得税と市民税・都民税で異なる課税方式を選択することができなくなった。 (所得税で特定配当等及び特定株式等譲渡所得金額に係る所得を申告すると、これらの所得は市民税・都民税でも所得に算入される)
国外居住親族に係る扶養控除等の見直し	扶養控除等の対象となる国外居住親族の要件が厳格化され、原則として30歳以上70歳未満の者が除外されることになった。ただし、以下の者は扶養控除等の対象とすることができる。 ・留学により非居住者になった者 ・障害者 ・扶養控除等を申告する納税義務者から、その年における生活費又は教育費に充てるための支払を38万円以上受けている者
森林環境税の創設	森林環境税（森林の整備及びその促進に関する施策の財源に充てるための国税）が創設され、年額1,000円が個人市民税の均等割と合わせて賦課されることとなった。 なお、東日本大震災を教訓とする防災のための施策財源として市民税・都民税の均等割額に年額1,000円が上乗せされていたが、こちらは令和5年度で終了となった。 (市民税・都民税・森林環境税の均等割額を合計すると、令和5年度・令和6年度のいずれも計5,000円となる形)
令和6年度（定額減税）	
定額減税	令和5年12月22日に令和6年度税制改正大綱が閣議決定され、令和6年度の定額減税が行われることとなった。 <対象者> 令和6年度分の個人市民税に係る合計所得金額が1,805万円以下である方 <減税額> 納税者及び控除対象配偶者を含めた扶養親族（国外居住者を除く）1人につき10,000円
令和7年度（定額減税）	
定額減税	<対象者> 令和7年度分の個人市民税に係る合計所得金額が1,000万円を超え、1,805万円以下である方 <減税額> 控除対象配偶者以外の同一生計配偶者（国外居住者を除く）を有する者について10,000円
令和8年度	
給与所得控除の見直し	給与所得者に適用される給与所得控除について、最低保障控除額が10万円引き上げられ、65万円（改正前：55万円）となった。
各種扶養控除等に関する所得要件等の引き上げ	各種扶養控除等に関する所得要件等が、10万円引き上げられた。 ※例：同一生計配偶者及び扶養親族の合計所得金額…58万円以下（改正前：48万円以下）
特定親族特別控除の新設	以下のいずれにも該当する方と生計を一にする納税義務者について、その総所得金額等から、一定の額（3万円～45万円）が控除されることとなった。 ・年齢19歳以上23歳未満の親族（配偶者及び青色事業専従者等を除く） ・合計所得金額が58万円超123万円以下 ・控除対象扶養親族に該当しない

(2) 年度別調定額（個人市民税：均等割）

(単位：人・円・%)

区分	令和5年度		令和6年度		令和7年度	
	納税義務者	調定額	納税義務者	調定額	納税義務者	調定額
普通徴収	11,864	34,862,020	12,008	30,909,790	12,411	31,453,030
特別徴収（給与）	34,167	118,967,710	34,639	105,163,100	35,377	106,628,870
特別徴収（年金）	3,400	19,025,040	3,695	16,604,640	3,562	16,807,260
合計	49,431	172,854,770	50,342	152,677,530	51,350	154,889,160
前年度比	—	—	101.8	88.3	102.0	101.4

(3) 年度別調定額（個人市民税：所得割）

(単位：人・円・%)

区分	令和5年度		令和6年度		令和7年度	
	納税義務者	調定額	納税義務者	調定額	納税義務者	調定額
普通徴収	10,881	1,592,027,910	10,012	1,762,986,060	11,329	1,777,429,270
特別徴収（給与）	33,758	5,684,735,410	33,329	5,526,725,250	34,976	6,125,969,680
特別徴収（年金）	3,023	233,177,010	2,822	213,409,210	3,279	257,754,210
合計	47,662	7,509,940,330	46,163	7,503,120,520	49,584	8,161,153,160
前年度比	—	—	96.9	99.9	107.4	108.8

(4) 年度別調定額（個人市民税：合計）

(単位：円・%)

区分	令和5年度	令和6年度	令和7年度
	調定額	調定額	調定額
合計	7,682,795,100	7,655,798,050	8,316,042,320
前年度比	—	99.6	108.6

(5) 年度別調定額（法人市民税）

(単位：法人・円・%)

区分	令和5年度		令和6年度		令和7年度	
	納税義務者	調定額	納税義務者	調定額	納税義務者	調定額
均等割	1,960	201,797,100	2,051	208,089,500	2,059	206,421,800
法人税割		319,416,000		368,061,100		352,837,800
合計		521,213,100		576,150,600		559,259,600
前年度比	—	—	104.6	110.5	100.4	97.1

7. 固定資産税

(1) 年度別調定額（土地・家屋・償却資産）

（単位：人・千円・％）

区分	令和5年度		令和6年度		令和7年度	
	納税義務者	調定額	納税義務者	調定額	納税義務者	調定額
土地	24,121	3,207,932	24,415	3,387,552	24,679	3,444,859
家屋	24,502	2,785,671	24,812	2,801,535	25,052	2,866,410
償却資産	922	616,540	992	660,021	1,002	661,472
合計	28,481	6,610,143	28,759	6,849,108	28,994	6,972,741
前年度比	—	—	101.0	103.6	100.8	101.8

※納税義務者の合計数は実数値、滞納繰越分は含まず

(2) 新增築家屋

地目		令和6年度			令和7年度				
		床面積 (㎡)	決定価格 (千円)	単位当たり 価格 (円／㎡)	床面積 (㎡)	決定価格 (千円)	単位当たり 価格 (円／㎡)	前年度比 (%)	
木造家屋	専用住宅	31,338	2,931,777	93,553	32,437	3,020,463	93,118	99.5	
	共同住宅・寄宿舎	4,840	508,558	105,074	6,088	580,401	95,335	90.7	
	併用住宅	795	72,538	91,243	91	8,366	91,934	100.8	
	事務所・銀行・店舗	559	24,648	44,093	166	13,227	79,681	180.7	
	劇場・病院	363	31,862	87,774	0	0	—	—	
	工場・倉庫	114	5,389	47,272	33	1,940	58,788	124.4	
	附属家等	0	0	—	0	0	—	—	
	合計（木造）	38,009	3,574,772	94,051	38,815	3,624,397	93,376	99.3	
非木造家屋	事務所・店舗	鉄骨鉄筋コンクリート造	0	0	—	0	0	—	—
		鉄筋コンクリート造	288	49,010	170,174	860	135,502	157,560	92.6
		鉄骨造	0	0	—	0	0	—	—
		軽量鉄骨造	900	55,884	62,093	0	0	—	—
		小計	1,188	104,894	88,295	860	135,502	157,560	178.4
	住宅・アパート	鉄骨鉄筋コンクリート造	0	0	—	0	0	—	—
		鉄筋コンクリート造	2,474	351,753	142,180	5,736	804,160	140,195	98.6
		鉄骨造	1,628	197,447	121,282	940	95,854	101,972	84.1
		軽量鉄骨造	3,316	349,953	105,535	1,886	202,836	107,548	101.9
		小計	7,418	899,153	121,212	8,562	1,102,850	128,808	106.3
	病院・工場・倉庫ほか	鉄骨鉄筋コンクリート造	0	0	—	0	0	—	—
		鉄筋コンクリート造	153	15,915	104,020	45	7,183	159,622	153.5
		鉄骨造	0	0	—	1,517	192,324	126,779	—
		軽量鉄骨造	76	4,437	58,382	26	1,661	63,885	109.4
		レンガ・コンクリートブロック造	0	0	—	0	0	—	—
		小計	229	20,352	88,873	1,588	201,168	126,680	142.5
	合計（非木造）		8,835	1,024,399	115,948	11,010	1,439,520	130,747	112.8

(3) 地目別区分による土地

地目		令和 6 年度			令和 7 年度			
		地積 (㎡)	決定価格 (千円)	単位当たり 価格 (円/㎡)	地積 (㎡)	決定価格 (千円)	単位当たり 価格 (円/㎡)	前年度比 (%)
田	一般田	64,503	7,364	114	63,809	7,268	114	100.0
	市街化区域（介在）田	1,458	171,178	117,406	88	3,080	35,000	29.8
畑	一般畑	873,309	80,897	93	858,104	79,434	93	100.0
	市街化区域（介在）畑	176,297	15,478,365	87,797	154,838	13,652,711	88,174	100.4
宅地	小規模住宅用地	3,611,679	484,306,339	134,095	3,642,990	489,426,178	134,347	100.2
	一般住宅用地	352,475	42,717,562	121,193	349,709	42,226,225	120,747	99.6
	非住宅用地	1,243,051	182,152,881	146,537	1,247,076	183,022,327	146,761	100.2
	小計（宅地）	5,207,205	709,176,782	136,191	5,239,775	714,674,730	136,394	100.1
山林	一般山林	278,309	7,713	28	276,000	7,648	28	100.0
	介在山林	779,200	2,536,220	3,255	754,169	2,465,798	3,270	100.5
原野		45,127	153,139	3,394	45,127	153,139	3,394	100.0
雑種地		1,915,446	53,877,734	28,128	1,929,846	55,329,919	28,671	101.9
合計		9,340,854	781,489,392	83,664	9,321,756	786,373,727	84,359	100.8

(4) 国有資産等所在市町村交付金 (単位：円・%)

区分	交付額		
	令和 5 年度	令和 6 年度	令和 7 年度
財務省	1,100,200	1,144,700	1,203,200
国土交通省	1,407,500	1,423,200	1,416,900
東京都	68,720,900	67,901,600	66,693,900
合計	71,228,600	70,469,500	69,314,000
前年度比	—	98.9	98.4

8. 都市計画税

(単位：人・千円・%)

区分	令和 5 年度		令和 6 年度		令和 7 年度	
	納税義務者	調定額	納税義務者	調定額	納税義務者	調定額
土地	24,113	828,327	24,407	876,249	24,671	892,844
家屋	24,494	557,453	24,804	559,727	25,044	572,442
合計	27,383	1,385,780	27,660	1,435,976	27,907	1,465,286
前年度比	—	—	101.0	103.6	100.9	102.0

※納税義務者の合計数は実数値、滞納繰越分は含まず

9. 軽自動車税

(単位：台・円・%)

区分			令和6年度			令和7年度			
			税額	台数	調定額	税額	台数	調定額	前年度比
原動機付自転車	第一種一般	50cc以下又は0.6kW以下	2,000	2,445	4,890,000	2,000	2,358	4,716,000	96.4
	第一種特定小型	0.6kW以下	2,000	7	14,000	2,000	26	52,000	371.4
	第一種新基準	125cc以下かつ最高出力4.0kW以下	—	—	—	—	—	—	—
	第二種乙	90cc以下又は0.8kW以下	2,000	203	406,000	2,000	196	392,000	96.6
	第二種甲	125cc以下又は1.0kW以下	2,400	1,694	4,065,600	2,400	1,670	4,008,000	98.6
	ミニカー		3,700	95	351,500	3,700	97	358,900	102.1
	小計			4,444	9,727,100		4,347	9,526,900	97.9
軽自動車	2輪	250cc以下	3,600	1,169	4,208,400	3,600	1,168	4,204,800	99.9
	ボートトラレーラなど		3,600	12	43,200	3,600	13	46,800	108.3
	3輪		4,600	2	9,200	4,600	2	9,200	100.0
	4輪乗用 (営業用)	旧標準税率	5,500	1	5,500	5,500	1	5,500	100.0
		新税率	6,900	3	20,700	6,900	3	20,700	100.0
		重課税率	8,200	0	0	8,200	1	8,200	—
		軽課税率75%	1,800	0	0	1,800	0	0	—
	4輪乗用 (自家用)	旧標準税率	7,200	1,067	7,682,400	7,200	879	6,328,800	82.4
		新税率	10,800	2,769	29,905,200	10,800	3,103	33,512,400	112.1
		重課税率	12,900	1,129	14,564,100	12,900	1,181	15,234,900	104.6
		軽課税率75%	2,700	45	121,500	2,700	22	59,400	48.9
	4輪貨物 (営業用)	旧標準税率	3,000	90	270,000	3,000	69	207,000	76.7
		新税率	3,800	175	665,000	3,800	182	691,600	104.0
		重課税率	4,500	75	337,500	4,500	77	346,500	102.7
		軽課税率75%	1,000	0	0	1,000	0	0	—
	4輪貨物 (自家用)	旧標準税率	4,000	344	1,376,000	4,000	242	968,000	70.3
		新税率	5,000	1,014	5,070,000	5,000	1,059	5,295,000	104.4
		重課税率	6,000	613	3,678,000	6,000	659	3,954,000	107.5
		軽課税率75%	1,300	0	0	1,300	4	5,200	—
	専ら雪上を走行するもの		3,600	1	3,600	3,600	1	3,600	100.0
	小計			8,509	67,960,300		8,666	70,901,600	104.3
	小型特殊自動車	農耕作業用	2,400	172	412,800	2,400	171	410,400	99.4
		その他	5,900	125	737,500	5,900	128	755,200	102.4
		小計		297	1,150,300		299	1,165,600	101.3
	2輪の小型自動車		6,000	1,165	6,990,000	6,000	1,187	7,122,000	101.9
	合計			14,415	85,827,700		14,499	88,716,100	103.4

※減免分は除く。

10. 市たばこ税

(単位：本・円・％・人)

年度	令和 5 年度	令和 6 年度		令和 7 年度	
			前年度比		前年度比
合計本数 (A)	73,282,858	71,557,666	97.6	71,837,398	100.4
税率	1,000本につき 6,522円	1,000本につき 6,522円	—	1,000本につき 6,522円	—
調定額 (B)	480,149,271	468,845,814	97.6	470,678,625	100.4
人口（4月1日時点） (C)	93,486	93,823	100.4	94,118	100.3
世帯数（4月1日時点） (D)	42,591	43,037	101.0	43,527	101.1
市民1人当たり本数 (A／C)	784	763	97.3	763	100.0
1世帯当たり本数 (A／D)	1,721	1,663	96.6	1,650	99.2
20本当たり市税収入額 (B／A×20)	131	131	100.0	131	100.0

令和 8 年度版

市 税 概 要

令和 8 年 8 月 発行

編集 稲城市市民部課税課

稲城市東長沼 2 1 1 1 番地

電話 0 4 2 (3 7 8) 2 1 1 1